

# 婦人少年局月報 Monthly Bulletin

## W. M. B., L. M.

### 休暇時における 中学生の校外実習について

夏休みが始まって、また、中学校生徒の休暇時に於ける校外実習のことが一般の関心を呼んでいるようです。

この問題は昨年四月既に、労働、文部両省の関係四局長の連名で地方の末端機関に、その取扱方針が明示されたのです。働く年少者を保護する手段としての証明書制度が重要な役割をもっているということはいまでもありません。

証明書のうち使用許可証明書は十五才未満のものに必要です。が六三制による義務教育の延長以来適用されるものは殆んど学びながら働く子供たちということになります。

ところが、学びながら働くというもののなかには、学校の社会科や職業科の実習或いは、実習をかねての集団アルバイト等様々な形がとられており、実習については、教育活動の一環であるという観点から労働基準法の適用について除外されていたものでした。

そのために、実際には、予防し得た災害の発生や、又災害が発生しても補償を受けられないなど、思わぬ不幸を招いた事例が度々報告されました。こうした障害を除くためには積極的な保護を与えることがむしろ教育上の配慮とも合致すべきはいくらまでもないことなので

校外実習の就業許可数 (内) 数の欄は随機により発表されたものを現わす。

| 都道府県 | 件数   | 生徒数  |
|------|------|------|
| 北海道  | 五、六〇 | 五、六〇 |
| 青森県  | (一)  | (一)  |
| 岩手県  | (一)  | (一)  |
| 宮城県  | (一)  | (一)  |
| 秋田県  | (一)  | (一)  |
| 福島県  | (一)  | (一)  |
| 茨城県  | (一)  | (一)  |
| 群馬県  | (一)  | (一)  |
| 埼玉県  | (一)  | (一)  |
| 千葉県  | (一)  | (一)  |
| 東京都  | (一)  | (一)  |
| 神奈川県 | (一)  | (一)  |
| 新潟県  | (一)  | (一)  |
| 富山県  | (一)  | (一)  |
| 石川県  | (一)  | (一)  |
| 山梨県  | (一)  | (一)  |
| 長野県  | (一)  | (一)  |
| 岐阜県  | (一)  | (一)  |
| 静岡県  | (一)  | (一)  |
| 愛知県  | (一)  | (一)  |
| 三重県  | (一)  | (一)  |

| 都道府県 | 件数  | 生徒数 |
|------|-----|-----|
| 東京都  | (一) | (一) |
| 千葉県  | (一) | (一) |
| 埼玉県  | (一) | (一) |
| 群馬県  | (一) | (一) |
| 茨城県  | (一) | (一) |
| 福島県  | (一) | (一) |
| 宮城県  | (一) | (一) |
| 岩手県  | (一) | (一) |
| 青森県  | (一) | (一) |
| 北海道  | (一) | (一) |
| 山梨県  | (一) | (一) |
| 長野県  | (一) | (一) |
| 岐阜県  | (一) | (一) |
| 静岡県  | (一) | (一) |
| 愛知県  | (一) | (一) |
| 三重県  | (一) | (一) |

1. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
2. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
3. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
4. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
5. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
6. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
7. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
8. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
9. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。
10. 証明書の発行は、労働基準法第百三十八条の二に規定する通り、労働者としての年少労働者に関する規定が適用される。



# 働く少女少女の

## 作文募集について

従来、労働組合では、労働基準法や一般社会の協力に訴えて、法中の女子年少者に関する規定に即して、女子年少者労働基準法を制定し、毎年度の施行記念として、毎月一日を期して年少労働者の保護や同社の増進をはかるため「働く少女少女の保護運動」を全国的に展開してきました。今年もまた第五回目の保護運動が実施されるわけですが、この運動の主要な目的として、次のような要領で作文募集をすることにいたしました。

働く少女少女の皆さんが応募された作品はそれぞれ形をととのえたと上で、この十一月の保護運動に発表することになつていきます。できるだけたくさん応募して下さることを願つてやみませう。

### 働く少女少女の作文募集要領

働く少女少女の皆さん！みなさんと同じように年少少女の生活を知つてもらいたいのです。みなさんの真剣な生活の記録はきつとひとびとの心を動かすでしょう。

一、募集作品の種類  
日記、生活記、感想、詩、和歌、俳句、その他（四百字以内、印刷用紙五枚以内）  
二、応募資格  
十八歳未満で働いている者（会社、工場など）に勤めてゐる者ばかりでなく、前工、農、漁、林業などの職業に従事してゐる者、あるいは

は何處に勤めてゐる者などを含みます。）

三、締切  
昭和二十六年九月十日

四、発表  
採用の作品は印刷の上、十一月上旬に各方面に配布します。

すぐれた作品はラジオで放送し、新聞、雑誌に掲載します。

### 五、賞品

すぐれた作品を出された二十名の方には労働大臣の賞状と読売新聞社賞の記念品を送ります。その他作品を採用された方には印刷した作文集を送ります。

### 六、選考

作家 本林たい子  
婦人少年問題審議会委員 立教大学教授 藤本 喜八  
読売新聞社編集局教育部長 金久保雄雄  
日本放送協会編成局教養部長 庄司 寿完  
労働省婦人少年局長（事務代理） 中本 広作

### （第一頁より）

長所については、労働条件が適正になり労働負荷が守られる点で批判的意見の適用を歓迎するところが多い。ようであるが、これは資金や労働時間が今ま

労働大臣官邸秘書長 高橋 純一

七、応募方法  
（一）勤務先の所在地、名称、職業の種類、本人の住所、氏名（ふりがな）、生年月日、仕事の種類と作品の終りにはつきり書いて下さい。

例（勤めてゐる人）  
勤務先 岡山県児島郡琴浦町字田の口  
所 岡工業株式会社琴浦工場（製木業）  
住所 岡山県児島郡琴浦町字下村  
姓 山田 良子  
昭和十三年三月十五日生

（二）送り先  
労働省婦人少年局長室宛  
又は  
東京都中央区区内  
労働省婦人少年局年少労働課  
八、その他  
応募した作品はお返ししません。

主催 労働省婦人少年局長 後援 読売新聞社

ではつきり決めてなかつたところをはつきりさせられ、又生徒自身も正規の手帳をとつて働いている点で規則正しと明るい学校も安心して就職を希望するところが多くなつてゐる。よつて積極的な雇用が資金にあつたところのみならず、

奨励の中心、必要の半額の奨励金については、事務が間に合はす限り支給する。奨励金に付する予定の奨励金が支給されず、返戻されたところや返戻の上、他の仕事など手帳のすまいのないものに仕事の方がなくなつた例などもあつた。これは外資前に先生が表裏する現象を教室に集めて一斉に就職許可利用に紙に指導して書かせることに意味があるわけである。それ自身が職業科の訓練になることである。学校長より一紙申請された場合は随時審査としてあらかじめ選給をうけていて早急に許可する方法をとれば右のような失敗はしないですむのではないかと思われます。

（四）使用労働の意見と感想  
校外実習や集団アルバイトを受入れてゐる使用労働の意見を集めてみます。これも右の様なこととあります。

1. 許可制度による生徒の使用は安心感があつて使用しやすい。  
2. 無償のうちに生徒保護が行われ事故が發生しなかつた。  
3. 働く生徒に対しては賃金をもつて使用できる。  
4. 生徒自身も保護されてゐるため明るい元氣よく働かせることができる。  
5. 今までに一種の社会事業と思つてゐたが許可をうけて使用すると自由な気分が使用できる。

6. 生徒も労働者分がわかれ、

なして、労働者に近いといふからよい。

1. 賃金を受けると労働者意識が

2. 手帳を簡単にして住居の法の適用で労働時間を短くできする。

3. 短期間の実習生には適用しないがよい。  
以上のようになり、使用労働にも本制度の実施について、いろいろな意見が寄せられてきたことは特記されてよいと思ひます。

以上のようになると、調査のあらましによつて、許可制度を中絶生の校外実習に適用せざるべしと判断するのは、生徒自身のためにも、学校事業主のためにも、無償の良い効果をあらわしてゐます。しかもまた適用後の周知不徹底や運営の面で今後努力される必要のあるところも同様認めなければなりません。

でもこれ学校内の施設を利用して賃金ができれば「一帯一校」ですが、このことが将来実現されるまではやはり現状のやり方でよく、以外にはないのですから、この結果に現れたものが、他の許可や奨励と協力のためは関係が、一帯一校でよく、

したといふのです。





14才以上の婦人労働力人口

|          | 実数             |                | 婦人人口に対する%      |                | 割合             |                |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|          | 三<br>月<br>1950 | 三<br>月<br>1940 | 三<br>月<br>1950 | 三<br>月<br>1940 | 三<br>月<br>1950 | 三<br>月<br>1940 |
| 総数       | 17,795,000     | 13,840,000     | 31.4           | 27.4           | 100.0          | 100.0          |
| 未婚婦人     | 5,621,000      | 6,710,000      | 50.5           | 48.1           | 31.6           | 48.5           |
| 有夫婦人     | 9,273,000      | 5,040,000      | 24.8           | 16.7           | 52.1           | 36.4           |
| 死別又は離別婦人 | 2,901,000      | 2,090,000      | 36.0           | 32.0           | 16.3           | 15.1           |

(米内商務省 国勢調査局)

お知らせ  
昭和二十二年九月婦人少年局の発刊と同時に、局長に就任された山田菊次郎氏は去る六月二十五日、五十年にわたる局長の職を引退せられました。

婦人になりましたか

○日本婦人へのメッセージ(婦人労働力調査第二号)

第三回婦人週間に際して十三カ国より寄せられた祝賀と激励のメッセージ(原文及び和訳)をまとめたものですが、これらに對して如何に日本婦人の向上に對して如何に関心を抱かれます。なほ、メッセージへの返文とそれと共に送った「日本婦人の現状」も送られてあります。

○結婚性についての調査(婦人労働力調査第二号)  
結婚性をなくすことを目標とした第二回婦人週間に、二〇才以上の男女を対象として行った調査の結果をまとめたものです。

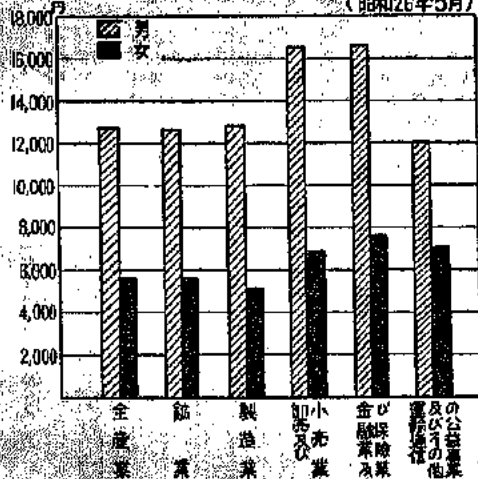
○婦人の市民意識についての調査  
第三回婦人週間に際して、国立世論調査所に依頼して日本婦人の市民意識がどのように芽生えているかを調査したものです。

○婦人と政治—選挙のあとに—  
(リーフレット No. 21)  
投票するのみが私達のつとめではありません。選挙をいかにために、よい政治が行われるために、私達は何をすべきでしようか? このリーフレットは選挙のあとの私達のあり方を示したものです。

☆  
☆  
☆

第1回

産業別1ヵ月平均現金給与総額男女比較 (昭和26年5月)



働く婦人の賃金

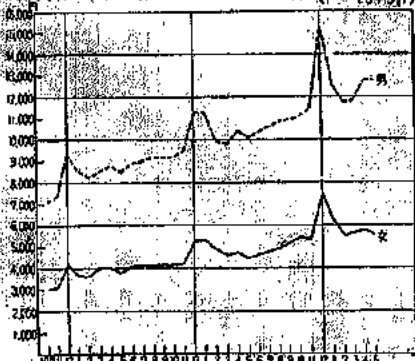
の賃金

昭和十年には、工業に働く女子労働者(職員を除く)の賃金は一日平均七十三銭で、男子は二円四十三銭に比べて僅か三〇パーセントにすぎませんでした。この時代に比べると、戦後、働く婦人の賃金は、段々にあめられて来ていますが、それでもまだ男子の半分以上です。労働五、一、一円となつています。然し製造業中でも製鉄鋼及び

計調査によると、今年五月の女子の賃金は、全産業平均五、七五円で、男子の賃金一、二、七〇円に對して四四パーセントに當つています。これを産業別にみると女子の平均賃金が最も高なのは金融業及び保険業で七六、一〇円、最も低いのは製造業の一〇、一一円となつています。

第2回

男女別1ヵ月平均現金給与総額の推移 (昭和23年10月～26年5月)



庄産業や工業製品製造業はかなり高く、それぞれ九、一四〇円、七、四〇〇円となつていますが、女子の多い繊維業、紡績及び織業、糸織業、化学繊維製造業は低く、それぞれ四、一八二円、五、〇九一円、四、二六八円、五、八〇三元となつています。又、男子に對する女子の賃金の割合について見ると、最も卑の高級運輸通信及びその他の公益事業では、女子は男子の五九、九パーセント、最も低い製造業では四〇、一パーセントです(第一頁の一ヵ月平均現金給与総額の表及び第一回参照)。

一般に女子の賃金が、男子に比べて低い原因はいろいろありますが、現在働く婦人の年齢が若く、扶養家族数が少く、又勤続年数が短く、高度の専門的、技術的職業についている人が少

いことが大きな原因としてあげられます。

次に戦後の女子の平均賃金の動きをたどつて見ます。戦前直後はどの産業も、激しいインフレの影響で、どんな賃金も正しましたが、昭和二十四年に入つてからは、経済九原則による経済安定政策の影響で、殆ど平準化されたような形になり、特別手当の多い十二月を除いては、僅かの動きも示しませんでした。その後昭和二十五に入つて、一退をしながらも、次第に上昇し、特に下半期から昭和二十六年のはじめにかけて、急激な伸びが現れ、戦前の特需や輸出の伸張の影響をうけて賃金が上昇し、全産業の平均賃金も幾分上昇の傾向を示しています。(第二回参照)